

※令和3年2月に通知した
ものと同一内容です

【令和3年度】新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の考え方について

昨年度末より新型コロナウイルスの影響により、活動を中止せざるを得ない状況が続き、助成要件（実施回数や一回当たりの人数など）を満たせない可能性の高い団体も多いかと思われま

す。そこで、神奈川県社会福祉協議会 助成金総合審査委員会では、今回の新型コロナウイルスの影響による事業中止等を「天災等のやむを得ない状況」と判断し、条件等の解釈は下記のとおりとすることとします。

① 実績（回数・人数）について

新型コロナウイルスの影響により中止した場合でも、実施回数として認めます。

なお、人数については、下記により平均人数を算出し要件を満たしているかを確認することとします。

$$(\text{実施した各回の実績人数合計}) \div (\text{実際に実施した回数})$$

② 活動内容の変更について

活動の趣旨・目的が変わらなければ同一区分内での実施内容の変更は可とします。

ただし、変更したことによる追加配分はありません。

また、活動内容を変更される場合には、事前に事務局までご相談ください。

③ 返還について

助成金が本来の目的で使い切れなかった場合、助成額から実際に活動を行った分の経費と実施準備のために使用した経費を差し引いて、残額をそのまま返還していただきます。

$$\text{助成金} - \text{支出した経費（助成対象経費）} = \text{返還金額}$$

※ふれあい助成金の財源は、皆さまにご協力いただいている共同募金が大きな割合を占めています。令和2年度の共同募金の寄付金額は、コロナ禍の影響を受け、厳しいものとなる可能性が高いと予測されます。

返還金は次年度のふれあい助成金の財源として活用しますので、今後の活動のための備品購入なども出来る限り控えていただき、次年度以降の財源確保にご協力いただきますようお願いいたします。

※飲食費・食材費は助成対象外経費となる点は、従来と変更ありません。

※繰越金額が収入合計の25%を上回った場合は次年度の申請ができない点も、従来と変更ありません。